

離職退去者による夕張市シルバー専用住宅の使用等に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この訓令は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）、夕張市シルバー専用住宅条例（昭和63年条例第4号）（以下「条例」という。）夕張市賃貸住宅条例（平成20年条例第8号）及び夕張市賃貸住宅条例施行規則（平成20年規則第9号）に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等により、住宅困窮者となった者による夕張市シルバー専用住宅の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入居資格)

第2条 住宅に入居する者は次の各号に該当する者とする。

- (1) 令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等により、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者又はその同居親族に該当することが客観的に証明される者（以下「離職退去者」という。）であること。
- (2) 夕張市内に住所又は離職前の勤務場所があること。
- (3) 公共職業安定所で求職相談・あっせんを受けていること。
- (4) 申請者（同居者を含む。）が暴力団員でないこと。
- (5) 生活福祉課が実施する自立相談支援事業を利用すること。

(提供する住宅)

第3条 提供する住宅及び使用料は、次のとおりとする。

(1) 市営住宅（シルバー専用住宅11AP）

位 置	構 造	棟	戸	使用料
清水沢清陵町70番地3	耐火3階建	1	6	5,000円

(使用許可の申請等)

第4条 条例第3条の規定による住宅の使用許可の申請は、離職退去者使用許可申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者からの暴力団員調査に係る同意書（別記様式第2号）
- (2) 解雇通知及び寮又は社宅からの退去がわかる書類の写し
- (3) 雇用保険受給資格者証又はハローワークカードの写し

(使用許可の決定通知等)

第5条 前条により許可申請のあった者に対しての使用許可の通知は、離職退去者使用許可書(別記様式第3号)により、使用不許可の通知は、離職退去者使用不許可書(別記様式第4号)により行うものとする。

(使用許可期限)

第6条 住宅の使用許可期限については、原則として6箇月以内とする。ただし、事情を勘案し更新により最長1年間まで入居可能とする。

(継続許可申請)

第7条 第5条の規定による許可を受けた者で、期間満了後も引き続き使用許可を受けた住宅を使用する者は、原則として、期間が満了する1月前までに第4条に規定する書類を市長に提出しなければならない。ただし申請の際、当初申請時より変更がない場合に限り、第4条の各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(敷金の免除)

第8条 困窮緩和に鑑み敷金は徴収しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、公営住宅法、夕張市シルバー専用住宅条例及び夕張市賃貸住宅条例に基づくものとする。

附 則

この訓令は、令和3年3月23日から施行する。

様式第1号（要綱第4条関係）

離職退去者使用許可申請書

年 月 日

夕張市長

様

申請者

住 所

氏 名

印

緊急連絡先（携帯）

離職退去者のため住宅を使用したいので、下記のとおり申請します。
なお、申請書に虚偽の記載があるときは無効とされても意義を申立てません。

記

1 入居する者等

	氏 名	続柄	生年月日	年齢
入居者		本人		
同居する家族				

2 使用期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

3 その他参考事項

様式第 2 号（要綱第 4 条関係）

年 月 日

夕張市長 様

同 意 書

夕張市長が離職退去者による夕張市シルバー専用住宅の使用等に関する取扱要綱第 4 条の規定に基づき下記の者について、暴力団員であるかどうかを北海道札幌方面栗山警察署長から意見を聞くことに同意します。

番号	フリガナ 氏 名	本 籍	生年月日
1			
2			
3			
4			
5			

年 月 日

（氏名）

注 1 氏名欄に自署した場合は、押印を省略できます。

2 本籍及び生年月日を証する書面（日本国籍以外の者にあつては在留カードのコピー）を添付して下さい。

暴力団員の入居の制限

夕張市は、国から通達「公営住宅における暴力団排除について」の基本方針を踏まえ、市営住宅及び周辺住民の生活の安全と平穏の確保、公営住宅の信頼確保のため、申込者、または同居者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員）である場合については、入居や同居の決定等しないこととしています。

- (1)使用しようとする者のうち、入居者または同居者が暴力団員である場合は、使用の決定をしません。
- (2)入居したあと、新しく同居させようとする者が暴力団員である場合は、使用の許可をしません。
- (3)新たに駐車場の使用申請をする際、入居者または同居者が暴力団員である場合、使用許可しません。
- (4)入居者または同居者が、暴力団員であることが判明した場合は、住宅の明け渡しを求める勧告を行い、この勧告に従わない場合は、住宅の明け渡しを請求します。
- (5)入居予定者となった方が暴力団員であるかどうか、北海道札幌方面栗山警察署長に照会します。
- (6)北海道札幌方面栗山警察署長は、夕張市に対し、必要な情報を提供することになっています。

様式第3号（要綱第5条関係）

離職退去者使用許可書

第 号
年 月 日

様

夕張市長

印

年 月 日付けで申請のあった住宅の使用については、下記のとおり許可する。

記

1 使用許可した住宅等

住 宅 番 号	11AP-	住宅使用料	5,000 円
住宅の所在地	夕張市清水沢清陵町 70 番地 3	敷 金	免除
入 居 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		

2 使用開始可能日

令和 年 月 日

様式第3号（要綱第5条関係）裏面

使用許可条件

- 3 使用許可を受けた者は、常に善良なる管理者の注意をもって、使用している住宅その他共同施設を維持保存しなければならない。
- 4 使用許可を受けた者は、許可された住宅の模様替え又は増築をしてはならない。ただし、承認を受けた場合はこの限りではない。
- 5 使用許可を受けた者は次に掲げる迷惑行為をしてはならない。
 - (1) 公営住宅等、共同施設及び敷地で犬猫等の動物を飼養すること。
 - (2) 公営住宅等及び共同施設の敷地内で指定された場所以外に自動車を置くこと。
 - (3) 公営住宅等を他人の迷惑となるような集会その他居住以外の用途に使用すること。
 - (4) 公営住宅等、共同施設及びその敷地に保安上危険な物又は衛生上有害な物を持ち込むこと。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為。
- 6 使用許可を受けた者は、入居者の変更等、申請内容に変更が生じた場合は、すみやかに報告しなければならない。
- 7 使用許可を受けた者は、許可された住宅を転貸する等第三者に使用させ、又は担保に供してはならない。
- 8 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができるものとする。
 - (1) 夕張市賃貸住宅条例第11条各号に該当する場合。
 - (2) 不正の手段により許可を受けたとき。2 前項の使用許可の取り消し又は変更により、使用者に損失が生じても、市はこれを補償しない。
- 9 使用許可を受けた者は、使用期間が満了したとき、又は使用許可を取り消され、若しくは変更されたときは、指定された期日までに、自己の負担にて、住宅の全部又は一部を現状に回復して、返還しなければならない。ただし、特に承認を受けた場合は、この限りではない。
- 10 使用許可を受けた者は、自己の責に帰すべき理由により住宅の全部又は一部を滅失した場合は、その損害を補償しなければならない。
- 11 使用許可を受けた者は、使用期間が満了し、又は使用許可が取り消された場合において、使用期間中に住宅に投じた有益費及び必要費があっても、これを市に請求しないものとする。
- 12 使用許可を受けた者は、許可を受けた住宅を指定された事業の目的に従って使用し、それ以外の目的に使用してはならない。
- 13 使用許可の期間は、許可された期間までとし、使用期間満了後も引き続き当該住宅を使用しようとする者は、原則として、使用許可期間が満了する1ヶ月前までに規定する申請書類を提出しなければならない。
- 14 使用にあたっては、公営住宅法、夕張市賃貸住宅条例及び夕張市賃貸住宅条例施行規則の規定を守らなければならない。
- 15 この使用許可について疑義のある場合、又は住宅の使用について疑義が生じた場合は、すべて市長の決するところによるものとする。
- 16 同一住戸を継続して使用する場合は1年間を限度とする。

様式第4号（要綱第5条関係）

離職退去者使用不許可書

第 年 月 日
年 月 日

様

夕張市長 印

年 月 日付けで申請のあった住宅の使用については、下記のとおり許可しないので通知する。

記

理 由